

【宮城県婦人会館】

リスク分担表

段階	内容	負担者		
		甲	乙	
共通	法令・関連制度の変更	乙が行う本業務の実施に影響のある法令等の変更に伴う費用の増加(収入の減少)及び事業の中断等による損害 (甲乙協議による)		
	資金調達		○	
	周辺地域・住民・利用者への対応	地域との協調		○
		本業務に対する住民及び利用者からの苦情, 要望等		○
		上記以外	○	
	第三者賠償	本業務の実施に係る第三者への損害	甲の事由	○
			乙の事由	
業務の遅延・中止等	乙の責任による業務の遅延, 中止		○	
	乙の事業放棄, 事業破綻, 協定違反等		○	
応募関連	応募コスト		○	
	書類のかしによる損害	甲のかしによる損害	○	
		乙のかしによる損害		○
準備段階	事業終了時の費用	指定期間終了時又は指定期間中に本業務を終了した場合若しくは指定を取り消された場合における原状回復及び撤収費用		
	引継ぎ費用	本業務の引継ぎコストの負担		
管理運営段階	維持補修 ※3	敷地, 建物, 設備等の破損に係る修繕経費	甲の事由	○
			乙の事由	
		敷地, 建物, 設備等の変更等に伴う費用の増加	甲の事由	○
			乙の事由	
	不可抗力その他やむを得ない事由による施設及び設備の損壊復旧(相当期間に及ぶ事業休止を伴う程度のもの)		(甲乙協議による)	
	安全衛生管理	本業務の実施に伴う安全衛生管理		○
	施設の使用許可	施設の使用許可		○
	使用料の徴収	施設の使用料の徴収		○
	使用料の督促, 延滞金の徴収及び滞納処分	施設の使用料の滞納に係る督促, 延滞金の徴収及び滞納処分		○
	火災保険の加入	施設の火災保険		○

※1 原状回復に関しては県の承認を得た場合を除く。

※2 新旧指定管理者間の協議により応分の負担。

※3 一件の見積額が10,800円(消費税及び地方消費税を含む。)以下の小規模修繕については乙の負担とする。